

改 正 案	現 行
<p>第4章 避難住民等の救助に関する措置に関する事項 第3節 医療の提供等 1 医療の提供及び助産 （4）医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 ① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 （略） （削除）</p>	<p>第4章 避難住民等の救助に関する措置に関する事項 第3節 医療の提供等 1 医療の提供及び助産 （4）医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項 ① 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動 （略） ○ 厚生労働省医政局は、<u>公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等の現地への派遣、救護班の編成等を依頼し、緊急被ばく医療派遣チームの構成員として、現地医療機関に協力して行う医療活動を行うものとする。</u></p>
<p>第4章 避難住民等の救助に関する措置に関する事項 第4節 保健・衛生に係る対策 1 埋葬及び火葬 ○ 厚生労働省健康局は、遺体の搬送及び埋葬又は火葬の支援について、必要に応じ、被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。また、大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ、<u>関係省庁及び関係団体</u>に対し協力要請する。</p>	<p>第4章 避難住民等の救助に関する措置に関する事項 第4節 保健・衛生に係る対策 1 埋葬及び火葬 ○ 厚生労働省健康局は、遺体の搬送及び埋葬又は火葬の支援について、必要に応じ、被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。また、大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ、<u>関係省庁</u>に対し協力要請する。</p>